

東京都看護協会 災害支援要綱

ごあいさつ

「楽は苦の種まき、苦は楽の種まき」という言葉があります。人生いろいろなことを体験しますが、2020年からここ2年は新型コロナウイルス感染症拡大により世界中の人々は大きな苦悩を受けました。特に医療現場では感染者の増大により関係者は苦の連続でした。半面、国内では対面を避けるために研修や会議のほとんどがオンラインで行うことができる環境が整備され、世界と日本、東京と地方等距離を感じない遜色のない学会や研究発表会が開催できる技術を習得し、時空を越えた楽を生み出せました。苦と楽は相互に密接な関係があり、苦は苦に留まらず楽に変化することもあり、楽は楽にとどまらず苦に変化する関係ゆえに、今回、私たちが経験した感染の甚大な被害から生まれた苦をITの活用により楽に変化させる術を学びました。

災害においても同じで、地震・津波・台風・火災の経験から防災対策、BCPの策定や地域での災害訓練等組織的な活動として災害支援ナースが生まれ互助の精神が浸透しました。災害支援ナースは災害時に避難所の公衆衛生や避難住民の健康管理支援を中心に活動し、存在意義が徐々に認められるようになってきました。しかし、その活動範囲やシステムが看護職と各行政の取り決めで、国の整備事業として認知されていないためボランティアの側面が強いのが欠点です。これからの災害対策の施策は、今回の新型コロナウイルス感染症対策の仕組みを取り入れて、国、都道府県、区市町村の一体のなかに災害支援ナースの活動をしっかりと落とし込み認知されることが課題の一つです。「苦は楽の種まき」今回の感染症対策の教訓を活かして更に災害支援ナースが活躍できる環境を東京都と整備して参りたいと考えていますので、どうぞご協力ください。

おわりに、このたび災害支援要綱は2003年に初刊から本年で20年を経て委員会はじめ沢山の会員の皆様の努力により第4版として改訂することができました。みなさまにこの場をお借りして感謝申し上げます。この一冊がいざという時のために「苦を楽に転じる」秘策となり活用され、東京都の災害支援ナース登録が更に広がり、活動の輪が多職種連携となり波及することを祈念致します。

2022年2月22日

公益社団法人 東京都看護協会

会長 山元恵子

もくじ

ごあいさつ	1
I 基本理念	5
II 活動方針と役割	5
III 災害対策支援組織	6
IV 災害時支援ネットワークを活用した災害支援活動	7
V 東京都看護協会災害支援ナースについて	9
VI 災害支援ナース登録研修について	9
VII 災害支援ナースの登録更新について	10
VIII 災害支援ナースの現地での活動	10
別紙1 災害支援ナース派遣のながれ	12
別紙2 東京都看護協会災害支援貸出物品	13
資料1 東京都看護協会災害支援ナース派遣規程	14
資料2 東京都災害拠点病院	16
東京都看護協会 様式	19

I 基本理念

東京都看護協会は、災害発生時、被災地域の看護職および住民が必要とする支援内容を把握し、組織的な支援体制で災害看護を行う。

II 活動方針と役割

災害発生時には、日本看護協会および関係機関と連携して活動を行う。

平常時の活動

- 1 災害支援ナースの育成および登録を行う。
災害支援ナースには、「東京都看護協会 災害支援要綱」に基づき作成した「災害支援ナース必携マニュアル」を配付し、災害支援活動に備える。
- 2 災害支援活動に必要な物資の管理（点検・補充）を行う。
- 3 会員に対し災害看護の啓発活動を行う。

災害時の活動

- 1 東京都看護協会内に災害対策本部を立ち上げる。
- 2 東京都内で発生した災害については、東京都災害対策本部および日本看護協会と連携し、それ以外の道府県で発生した災害の場合は、日本看護協会および関係機関と連携して活動を行う。
- 3 被災地および後方支援への派遣ニーズを把握する。
- 4 東京都看護協会ホームページに災害サイトを立ち上げる。
 - 1) 主要な災害関連情報を提供する。
 - 2) 災害支援ナースのニーズとその充足状態の情報を発信する。
- 5 災害支援ナースに出動を要請する。
- 6 災害支援ナースの身分保障のため、傷害保険に加入する。
日本看護協会の要請により派遣する場合は、日本看護協会が加入する。
東京都看護協会の災害時支援ネットワークシステムによる派遣の場合は、東京都看護協会が加入する。ただし、所属施設より業務として派遣される場合は対象とならない。
東京都からの要請に基づく派遣の場合は、東京都の規定による。
＊傷害保険の補償内容は、自宅と支援活動場所との往復途上の事故、支援活動中の事故を補償するもので、医療行為は補償の範囲には含まれない。
- 7 ニーズに基づき避難所および被災地域の医療機関に災害支援ナースを派遣する。
- 8 派遣された災害支援ナースに対し、必要な情報を提供する。
- 9 必要に応じ、募金、物資を募り、被災地の支援に役立てる。
- 10 災害時の状況に応じて関係機関と連携する。

Ⅲ 災害対策支援組織

1 災害対策本部の設置

都内または他道府県において、災害が発生した場合、東京都看護協会は災害対策本部の設置の必要性について、直ちに検討する。

必要と判断された場合は、協会内に「東京都看護協会災害対策本部」（以下「災害対策本部」とする）を設置する。

設置の基準は、都内の地震の場合は震度6以上とし、その他被災状況に応じて必要な情報を収集し、会長が判断をする。

2 設置の目的

「災害対策本部」の設置は、被災地が必要としている支援内容および災害支援ナースの必要数を把握し、災害支援ナースの派遣等適切に対処することを目的とする。

3 組織および役割

災害支援を組織的に行うために、各班の役割と責任を次の通り定める（図1）

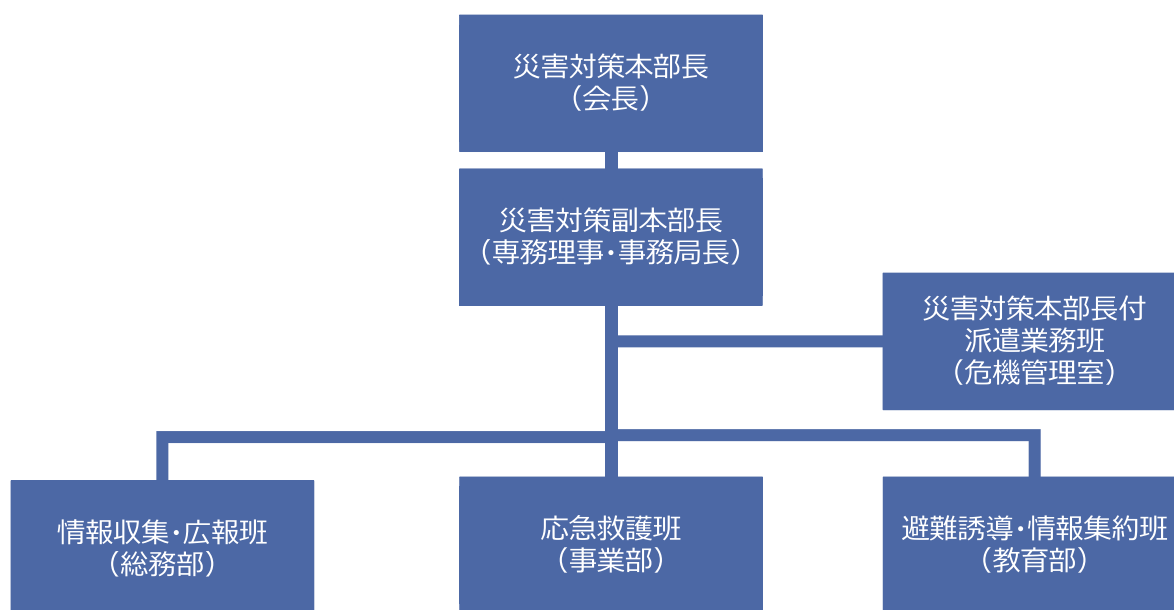


図1 組織および役割

1) 災害対策本部長

災害対策支援の統括指揮を執る。

2) 災害対策副本部長

災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長不在の場合その任務を代行する。

3) 派遣業務班

- (1) 災害支援ナース登録者および所属施設への連絡と派遣要請を実施する。
- (2) 災害支援ナース登録者および所属施設からの派遣可能人数・派遣可能日程を確認し、派遣調整を行う。
- (3) 傷害保険の加入手続きを行う。
- (4) 災害支援ナースが持参する装備品の準備と配送を行う。
- (5) 被災状況・災害支援に関する記録を行う。

4) 情報収集・広報班

- (1) 会館内・周辺の被災状況や傷病者の状況に関する情報の収集を行う。
- (2) 被災地の情報を集約整理する。
- (3) 災害対策本部の各班に必要な情報を提供する。
- (4) ホームページで被災状況・災害支援関連情報を発信する。
- (5) 災害時に必要な物資の調達を行う。
- (6) 災害支援のために必要な物資の提供を行う。

- 5) 応急救護班
 - (1) 避難所を設営する。
 - (2) 負傷者の応急処置を行う。
 - (3) 避難者・被災者対応を行う。
- 6) 避難誘導・情報集約班
 - (1) 職員および来館者の避難誘導を行う。
 - (2) 会館内点検、残留者の確認・救出を行う。
 - (3) 来館者の情報収集を行う。
 - (4) 都内医療機関の被災状況の情報を集約整理する。

IV 災害時支援ネットワークを活用した災害支援活動

1 東京都で災害が発生した場合

東京都の災害対策本部と連絡を取り合い、「東京都看護協会 災害時支援ネットワークシステム」(図2)に基づいて、災害支援を開始する。(別紙1 参照)

被災施設・都内医療機関は、災害状況連絡票(様式A・様式B)により、震度6以上の地震発生、またはこれ以外でも災害が発生した場合、被災の有無にかかわらず、第一報をできるだけ速やかに連絡する。

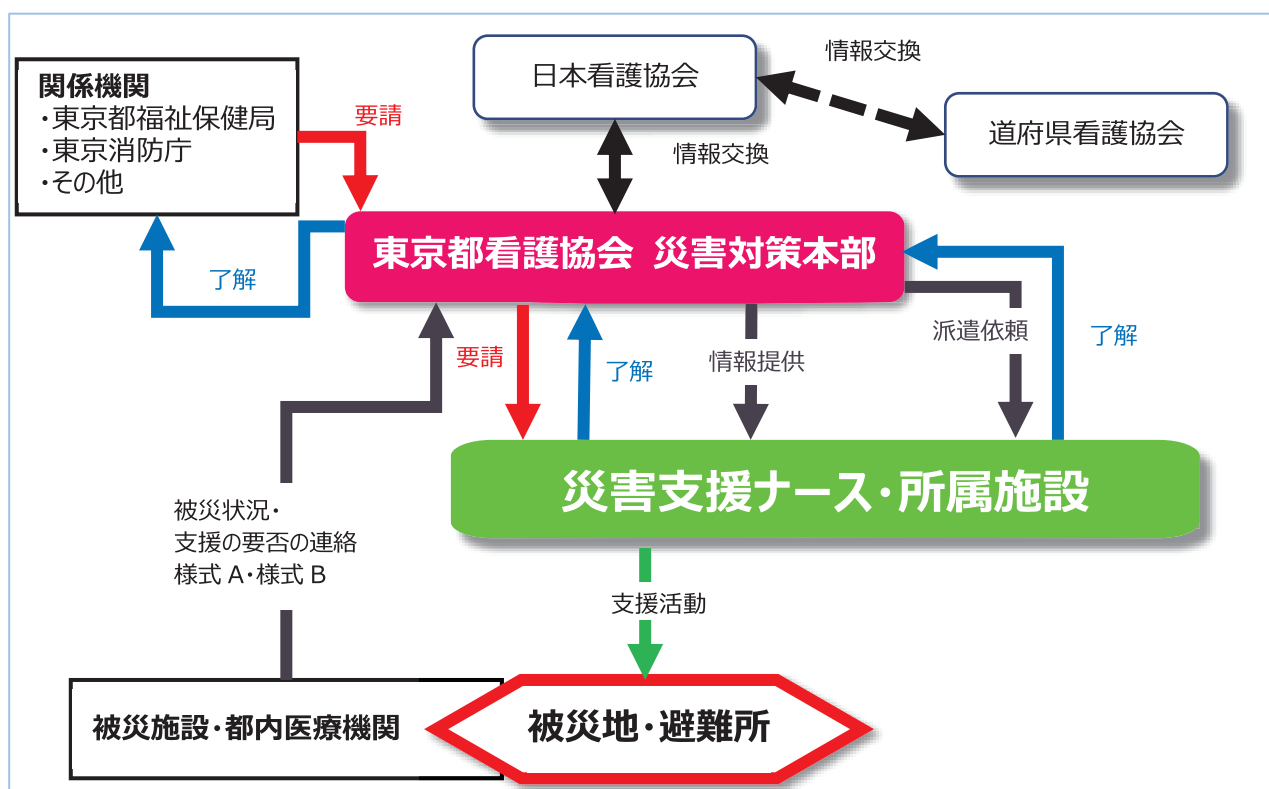


図2 東京都看護協会 災害時支援ネットワークシステム

2 広域での支援が必要な場合

「日本看護協会 災害支援ナース派遣の仕組み」（図3）に基づいて、日本看護協会へ災害支援ナースの派遣を要請する。

東京都以外の災害発生時には「災害支援時の対応区分」（表1）に準じ、日本看護協会の要請によって、東京都看護協会災害支援ナースの登録者を災害派遣し、災害支援活動を開始する。（別紙1参照）

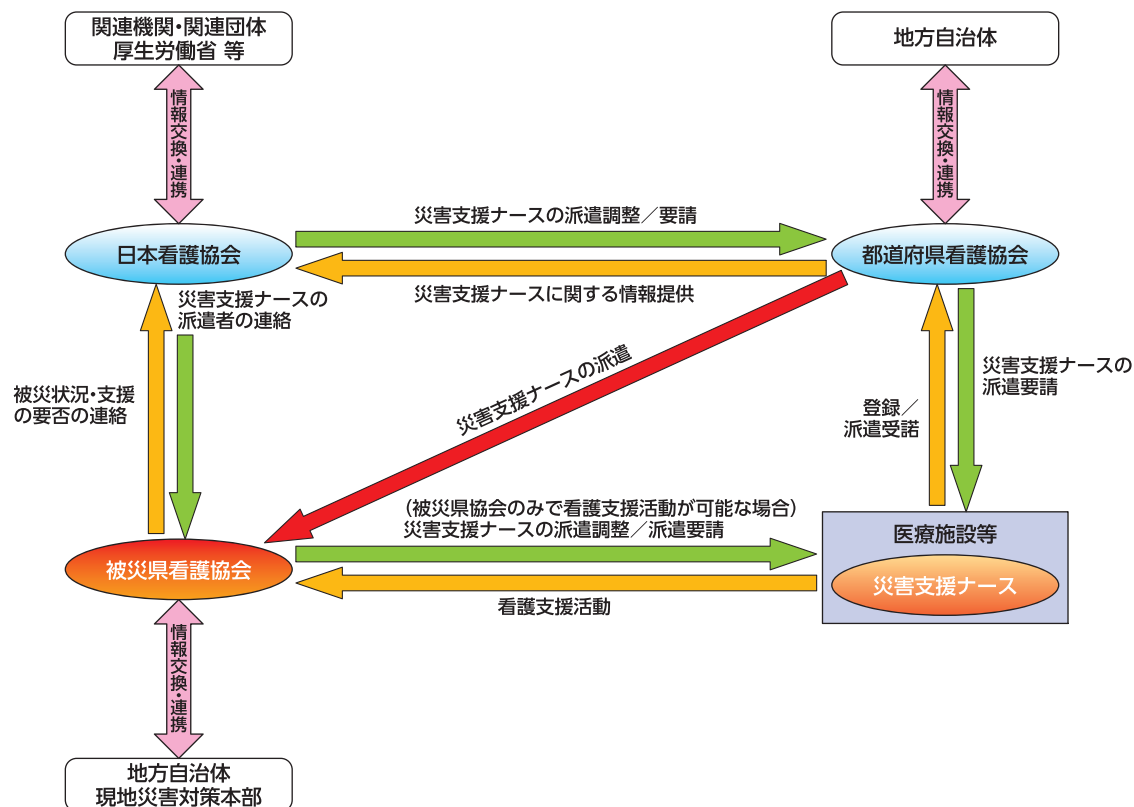


図3 日本看護協会 災害支援ナース派遣の仕組み

表1 災害支援時の対応区分

災害対応区分	災害支援ナースを派遣する看護協会	派遣調整
レベル1（単独支援対応） 被災県看護協会のみで看護支援活動が可能な場合	被災県看護協会が災害支援ナースを派遣する	被災県看護協会
レベル2（近隣支援対応） 被災県看護協会のみでは看護支援活動が困難または不十分であり、近隣県看護協会からの支援が必要な場合	被災県看護協会および近隣県看護協会が災害支援ナースを派遣する	日本看護協会
レベル3（広域支援対応） 被災県看護協会および近隣県看護協会のみでは看護支援活動が困難または不十分であり、活動の長期化が見込まれる場合	全国の都道府県看護協会が災害支援ナースを派遣する	

V 東京都看護協会災害支援ナースについて

- 1 災害支援ナースとは
 - 1) 東京都看護協会に災害支援ナースとして登録し、看護職の団体の一員として被災地に派遣される看護職である。
 - 2) 被災地への派遣は、「災害支援時の対応区分」（表1）に応じて実施する。レベル1の場合、東京都看護協会災害時支援ネットワークシステムにより実施する。レベル2・3の場合は、「日本看護協会災害支援ナース派遣の仕組み」（図3）により、日本看護協会が都道府県看護協会と派遣調整の上実施する。
- 2 災害支援ナースの要件
 - 1) 東京都看護協会会員で臨床経験5年以上の看護職
 - 2) 「災害支援ナース研修」を修了していること。ただし、災害規模が大きく研修修了者が確保できない場合は、未修了者で災害支援に必要な要件を満たしている看護職を派遣する。
 - 3) 勤務している場合は、施設長（病院長）の承諾があること。
 - 4) 勤務先が変更になった場合は、様式3 災害支援ナース登録継続承諾書を郵送で提出する。
- 3 災害支援ナース登録の義務
 - 1) 「災害支援ナース研修」を受講する。
研修修了者には、「災害支援ナース登録者証」を発行する。
 - 2) 災害発生時、派遣要請により支援活動に参加する。
 - 3) 原則として登録期間は2年間とし、2年毎に更新する。
「災害支援ナース登録更新研修」を受講後、更新日を記入した登録者証を再発行する。
- 4 災害支援ナースの身分保障
 - 1) 傷害保険に日本看護協会または東京都看護協会が加入する。ただし、所属施設より業務として派遣される場合は、出張扱いで労災適用となる。
 - 2) 活動にかかわる交通費・宿泊費等を上限2万円とし、日本看護協会または東京都看護協会が実費支給する。
 - 3) その他の経費については、東京都看護協会の基準による。
- 5 災害支援ナース登録者には、東京都看護協会「災害支援ナース登録者証」を付与する。
- 6 自己研鑽として自ら機会を活用し、災害に関する研修会・学会等に参加する。

VI 災害支援ナース登録研修について

- 1 目的
東京都看護協会災害支援ナースの役割と機能を理解し、活動に必要な能力を育成することを目的とする。
- 2 実施計画
日本看護協会「災害看護研修プログラム」に基づき、災害支援ナース養成研修および2年毎の登録更新研修を開催する。
- 3 登録者証発行
災害支援ナース養成研修および2年毎の登録更新研修修了時に、「災害支援ナース登録者証」を交付する。
- 4 受講資格
災害支援ナースの要件を満たし、登録意思のある東京都看護協会会員

Ⅶ 災害支援ナースの登録更新について

- 1 災害支援ナースの登録更新について
 - 1) 災害支援ナース登録者証の有効期限は2年間のため、有効期限が切れることがないように、2年毎に更新が必要である。
 - 2) 災害支援ナース更新研修（以下「更新研修」とする）を、2年毎に受講して登録を更新する。
 - 3) 更新研修は、更新研修Ⅰ⇒更新研修Ⅱ⇒更新研修Ⅲ とステップアップする内容となっている。
- 2 災害支援ナースの更新を希望しない・要件を満たさない場合
 - 1) 様式4 災害支援ナース登録中止依頼書（P.25）に必要事項を記入し、郵送またはFAXにて連絡する。
 - 2) 転居・転職等で、東京都看護協会の会員でなくなった場合は、必ず様式4 災害支援ナース登録中止依頼書にて連絡する。
- 3 更新研修を受講できない場合
 - 1) 都合により2年毎の更新研修を受講できない場合は、災害支援ナース登録者証の有効期限が切れるため、登録更新を行うまでは災害発生時に災害派遣はしない。
 - 2) 災害支援ナース登録者証の有効期限が切れても、災害支援ナースの登録は抹消されないため、次年度以降、該当する更新研修を受講する。

Ⅷ 災害支援ナースの現地での活動

現地での活動準備および活動手順については、「東京都看護協会災害支援ナース必携マニュアル」を参照する。

- 1 活動に必要な下記の物品は東京都看護協会が準備する（別紙2参照）
協会準備品：災害派遣ベスト、リュックサック 記録用紙 等
- 2 災害支援ナースは「災害支援ナース必携マニュアル」に記載のある物品を準備する。
「自己完結型」（食料や自分が使うものは自分で準備する）で活動を行う。
災害支援ナース登録者証、健康保険証（コピー可）は必ず携行する。
- 3 看護職賠償責任保険に加入する。
- 4 所属施設での休暇の取り扱いなど身分保障に関する事項を確認しておく。
- 5 東京都看護協会からの情報を基に、出発前には、派遣日時、派遣場所と現地受入れ窓口、同行者の人数、活動時の防災（災害）対策本部との連絡方法、派遣場所までの経路などを確認しておく。
- 6 移動は、原則として公共の交通機関を利用する。
- 7 現地到着時には東京都看護協会に報告する。必要時、道路状況、災害状況などを併せて報告する。
- 8 災害派遣ベストを着用し、登録者証を胸ポケットに入れる。
- 9 以下の手順にそって速やかに現地活動を行う。
 - 1) リーダーを決め、現地での指揮者を確認して活動の指示を受ける。
 - 2) 現地スタッフより簡単なオリエンテーションを受け、活動は臨機応変に行う。
 - 3) 活動記録は、現地の記録以外に様式5 災害支援活動記録（日報）に記録する。
特に引き継いでおきたい事項は、専用の引継ノートに記載する。

4) 発災からの経過時期と活動内容

時 期	活 動 内 容
災害発生初期～中期対応 (発生～3か月)	日常生活援助・診療補助業務・健康チェック・感染管理・環境整備・慢性疾患看護・地域看護
長期対応 (3か月以上)	健康生活自立への支援・社会復帰への支援 慢性疾患看護・地域看護

5) 派遣期間は、原則として3泊4日とする。

6) 自らの派遣終了後も、現地の災害支援が継続する場合は、引継ノートを活用して次の災害支援ナースに引継ぎのための記録をする。

9 終了時の活動

1) 「東京都看護協会災害対策本部」に活動終了の報告をする。

2) 様式5 災害支援活動記録(日報)・様式6 災害支援ナース 災害時看護支援活動報告用紙を速やかに提出する。

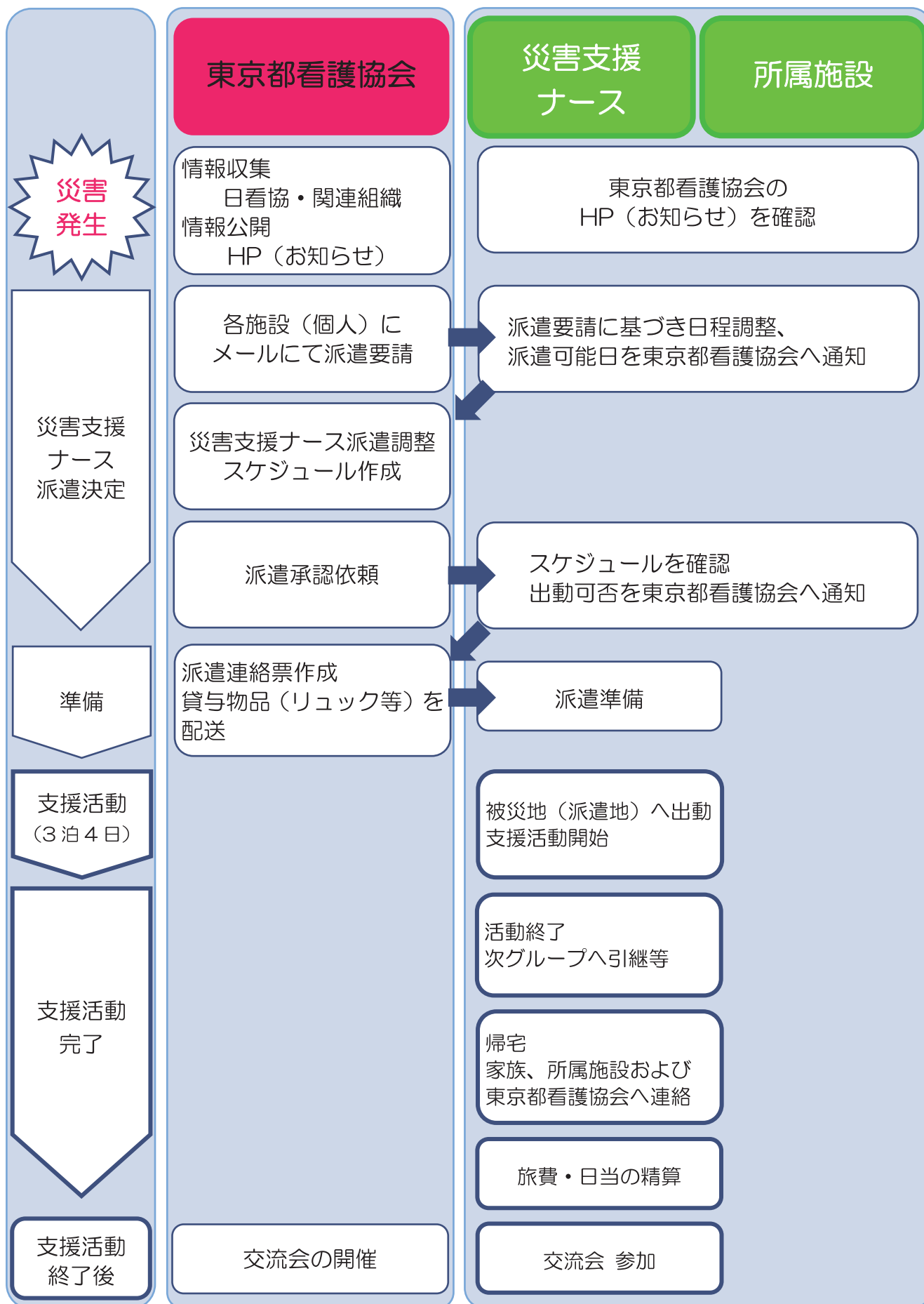
3) 交流会に参加する。

附則

この要綱は平成21年10月1日から施行する

この要綱は令和4年4月1日から施行する

別紙1 災害支援ナース派遣のながれ



別紙2 東京都看護協会災害支援貸出物品

※「返」の物品は、終了後、即、返却してください。返却時は「返却欄」にチェックをお願いします。

物 品		数	協会点検	返却	協会受領	備考
協会貸出・準備品	返 リュックサック	1		／		
	返 寝袋	1		／		
	返 ヘルメット	1		／		
	返 ロールマット	1		／		
	返 ポンチョ	1		／		
	返 災害派遣ベスト	1		／		
	返 ウエストポーチ	1		／		
	返 サバイバルナイフ	1		／		
	返 ヘッドライト 予備電池（有・無）	1		／		
	返 ペンライト 予備電池（有・無）	1		／		
	返 はさみ	1		／		
	返 電子体温計	1		／		
	返 電子血圧計 予備電池（有・無）	1		／		
	返 クリップボード	1		／		
	返 エマージェンシーブランケット（未使用は返却）	1		／		
	返 ホイッスル （未使用は返却）	1		／		
	ウエットティッシュ	1		／		
	軍手	3		／		
	綿手袋	1		／		
	ゴム手袋	1		／		
	マスク	7		／		
	サランラップ	5		／		
	着払伝票（2種）	各1		／		
	ビニール袋	45ℓ	／	／		
		透明（小）		／		
	名札・ホルダー	1		／		
	付箋（大・小）	各1		／		
	提 様式5 災害支援活動記録（日報）	4		／		
	提 様式6 災害時看護支援活動報告用紙	1		／		

物 品		数	物 品		数
本人持参分	災害支援ナース登録者証	1	携帯電話		1
	災害支援ナース必携マニュアル	1	※携帯電話充電器【電池式】		1
	聴診器	1	筆記具		適宜
	健康保険被保険者証	1	洗面用具		適宜
	自動車運転免許証	1	衣類	トレーニングウェア	適宜
	飲料水	3		スラックス	適宜
	ティッシュペーパー	3		長そでシャツ	適宜
	帽子	1		ソックス	適宜
	常備薬	適宜		下着	適宜
	虫よけスプレー	適宜	携帯食	糖分補給	適宜
	生理用品	適宜		ビタミン・カルシウム補助食	適宜
	尿キャッチ・消臭凝固剤	適宜	腕時計		1
	履きなれた靴	外履き	現金（小銭等）		適宜
		内履き	熱中症予防用品		適宜
			防寒対策用品		適宜

資料1 東京都看護協会災害支援ナース派遣規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人東京都看護協会が被災地に派遣する災害支援ナース（以下「支援ナース」という。）に関する事項の大綱を定め、被災地における円滑な活動に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程に定める用語の定義は次の通りとする。

- （1）支援ナース 東京都看護協会に登録し、看護職の団体の一員として被災地に派遣される看護職である。
- （2）被災地 災害救助法が適用される自然災害被災地をいう。
- （3）派遣要請者 公益社団法人日本看護協会および災害救助法が適用された被災地の自治体ならびに被災地に所在する医療機関・社会福祉施設・避難所で、支援ナースの派遣を要請する団体。

（災害対策本部の設置）

第3条 東京都看護協会は、支援ナースの派遣が想定される事態の発生が予測される場合、「東京都看護協会災害支援要綱」に基づく、「東京都看護協会災害対策本部」を設置し、支援ナースに係る一切の事項を処理する。

（支援ナースの派遣）

- 第4条 東京都看護協会は、派遣要請者から支援ナースの派遣要請が行われた場合には、被災地への交通手段が確保できることを確認のうえ、要請に応じることとする。
- 2 東京都看護協会は、派遣する支援ナースについて「東京都看護協会災害支援ナース」の中から、派遣先および日程等を調整のうえ派遣する。
 - 3 東京都看護協会は支援ナース派遣者決定に際し、所属施設がある場合は、所属施設の承認が得られていることを確認する。

（支援ナースに対する援助）

第5条 東京都看護協会は、派遣する支援ナースに対して以下の援助を行う。

- （1）日本看護協会が契約している支援ナースの身分保障傷害保険に日本看護協会または東京都看護協会（東京都内派遣の場合）が加入する。
- （2）日本看護協会・東京都看護協会（東京都内派遣の場合）は、活動にかかわる交通費・宿泊費等を上限2万円として実費支給する。
- （3）その他の経費については、東京都看護協会の基準による。

（支援ナースの活動期間）

第6条 被災地における活動期間は1派遣につき移動を含めて3泊4日を原則とする。
また、活動の終期は、おおむね被災日から1ヶ月を目途とする。

（支援ナースの役割）

第7条 支援ナースは、被災者の健康レベルが維持できるように適切な医療看護を提供するとともに、被災地の看護職に対する心身の負担軽減に努める。

- 2 支援ナースはその活動にあたり、必要とする持参物品の調達を被災地に依存しないように努める。

(準用規程)

第8条 この規程の運用に際しては、「東京都看護協会災害支援要綱」を準用し、なお定めのない事項については「東京都看護協会災害対策本部」において協議決定する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成22年1月14日から適用する。

平成24年4月1日改正同日から適用する。

平成25年4月1日改正同日から適用する。

資料2 東京都災害拠点病院

令和4年1月1日現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急
区中央部	日本大学病院	千代田区神田駿河台 1-6	03-3293-1711	320	○
	三井記念病院	千代田区神田和泉町 1	03-3862-9111	482	
	聖路加国際病院	中央区明石町 9-1	03-3541-5151	520	○
	東京都済生会中央病院	港区三田 1-4-17	03-3451-8211	535	○
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋 3-19-18	03-3433-1111	1,075	
	北里大学北里研究所病院	港区白金 5-9-1	03-3444-6161	329	
	虎の門病院	港区虎ノ門 2-2-2	03-3588-1111	819	
	☆ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木 1-1-5	03-3822-2131	877	○
	東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	03-3823-2101	815	
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷 3-1-3	03-3813-3111	1,051	
	東京医科歯科大学病院	文京区湯島 1-5-45	03-3813-6111	813	○
	東京大学医学部付属病院	文京区本郷 7-3-1	03-3815-5411	1,226	○
	永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16	03-3833-8381	400	
区南部	昭和大学病院	品川区旗の台 1-5-8	03-3784-8000	815	○
	NTT東日本関東病院	品川区東五反田 5-9-22	03-3448-6111	594	
	☆ 東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西 6-11-1	03-3762-4151	916	○
	大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	03-3775-3111	344	
	東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷 4-5-10	03-5734-8000	461	
	東京労災病院	大田区大森南 4-13-21	03-3742-7301	400	
	池上総合病院	大田区池上 6-1-19	03-3752-3151	384	
区西南部	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	688	○
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷 5-19-1	03-3300-0366	301	
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀 6-25-1	03-3429-1171	403	
	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢 2-1-1	03-3303-7211	898	
	日産厚生会 玉川病院	世田谷区瀬田 4-8-1	03-3700-1151	381	
	★ 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿 2-34-10	03-3444-1181	426	○
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾 4-1-22	03-3400-1311	701	○
区西部	☆ 東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1	03-3342-6111	904	○
	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町 35	03-3353-1211	946	
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町 8-1	03-3353-8111	1,193	○
	東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1	03-5273-7711	304	
	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山 1-21-1	03-3202-7181	749	○
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1	03-3364-0251	418	
	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1	03-3269-8111	520	
	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16	03-3382-1231	296	
	東京警察病院	中野区中野 4-22-1	03-5343-5611	415	
	荻窪病院	杉並区今川 3-1-24	03-3399-1101	252	
	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田 2-25-1	03-3383-1281	340	
区西北部	東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	03-3941-3211	508	
	東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	03-5963-3311	347	
	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	03-3972-8111	1,025	○
	☆ 帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	03-3964-1211	1,078	○
	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	03-3964-1141	550	
	東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町 33-1	03-5375-1234	438	
	練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-11-1	03-3979-3611	342	
	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	03-5923-3111	490	

二次保健医療圏		施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急
区東北部	☆	東京女子医科大学附属足立医療センター	足立区江北 4-33-1	03-3857-0111	450	○
		西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	03-5647-1700	196	
		苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	03-3850-5721	221	
		博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1	03-3899-1311	306	
		東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2	03-3603-2111	369	
		東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1	03-5682-5111	314	
		平成立石病院	葛飾区立石 5-1-9	03-3692-2121	203	
区東部	☆	東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	03-3633-6151	765	○
		東京曳舟病院	墨田区東向島 2-27-1	03-5655-1120	200	
		江東病院	江東区大島 6-8-5	03-3685-2166	286	
		順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20	03-5632-3111	404	
		がん研究会有明病院	江東区有明 3-8-31	03-3520-0111	686	
		昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38	03-6204-6000	400	
		東京臨海病院	江戸川区臨海町 1-4-2	03-5605-8811	400	
		江戸川病院	江戸川区東小岩 2-24-18	03-3673-1221	459	
		森山記念病院	江戸川区北葛西 4-3-1	03-5679-1211	275	
西多摩	☆	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	529	○
		公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321	305	
		公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	316	
南多摩	☆	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	042-665-5611	610	○
		東海大学八王子病院	八王子市石川町 1838	042-639-1111	500	
		日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	042-371-2111	405	○
		東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	042-338-5111	287	
		稲城市立病院	稲城市大丸 1171	042-377-0931	290	
		町田市民病院	町田市旭町 2-15-41	042-722-2230	447	
		南町田病院	町田市鶴間 4-4-1	042-799-6161	222	
		日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	042-581-2677	300	
北多摩西部	★	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	042-526-5511	455	○
		立川病院	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	450	
		東大和病院	東大和市南街 1-13-12	042-562-1411	284	
北多摩南部		武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	0422-32-3111	611	○
	☆	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	多摩 042-323-5111 小児 042-300-5111	889 561	○
		杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2	0422-47-5511	1,153	○
		東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	03-3480-1151	581	
北多摩北部	☆	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052	485	○
		佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535	183	
		東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	337	
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	522	
合計		84 施設			44,745	26

★印：基幹災害拠点病院 ☆印：地域災害拠点中核病院 三次救急：救命救急センター等の三次救急医療施設
出典

東京都福祉保健局. 東京都災害拠点病院一覧.

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigai/kyotenbyouinlist.html>

- 様式A 災害状況連絡票（支部→東京都看護協会）
- 様式B 災害状況連絡票（施設→東京都看護協会）
- 様式1 東京都看護協会 災害支援ナース登録申込書（養成研修）
- 様式2 東京都看護協会 災害支援ナース登録申込書（更新研修）
- 様式3 東京都看護協会 災害支援ナース登録継続承諾書
- 様式4 東京都看護協会 災害支援ナース登録中止依頼書
- 様式5 災害支援活動記録（日報）
- 様式6 災害支援ナース 災害時看護支援活動報告用紙

※ 必要時、コピーして使用してください。

※ 東京都看護協会ホームページからダウンロードできます。

東京都看護協会 各種ダウンロード



※ 書式は変更になる場合があります。最新版はホームページを参照してください。

FAX 03-6300-0875

 **saigai@tna.or.jp**

災害が発生しましたので、下記により概況を連絡します。

東京都 看護協会 記入欄	受理日時	西暦 年 月 日 時 分	管理No.
	受理者		
	受理方法	☐ FAX ☐ TEL ☐ メール ☐ その他()	

FAX 03-6300-0875

 **saigai@tna.or.jp**

災害が発生しましたので、下記により概況を連絡します。

東京都 看護協会 記入欄	受理日時	西暦 年 月 日 時 分	管理No.
	受理者		
	受理方法	☐ FAX ☐ TEL ☐ メール ☐ その他()	

年度 東京都看護協会 災害支援ナース登録申込書（養成研修）

※必ず、申込書を郵送する前に、入会手続きをお済ませください。太枠内をご記入ください。

受付No.

看護協会員	都看協No.		日看協No.		
	入会手続き中の方は、手続き状況に当てはまるものに○をつけてください。		入会申込済・口座引落とし予定・コンビニ等入金予定 (入金予定日:)		
ふりがな		年齢	歳	生年月日	西暦 年 月 日
氏 名		性別	男・女	血液型	型 RH(+ ・ -)
住 所	〒 —				
電話番号 等	電話番号 () —				
	携帯電話 () —				
本人連絡用メールアドレス	@ 会員専用「マイページ」: 1 登録済 2 登録予定(月 日) ※原則、会員専用「マイページ」登録のメールアドレスを連絡先としてください。				
緊急連絡先 (本人以外)	() — 氏名 続柄 ()				縦4cm×横3cm (6か月以内に撮影した顔写真 無帽)
就業状況	1 就業者 2 就業者でない		最終離職年:西暦 年 月		
現在の就業先	施設名		所属部署		
	住所 〒 —				
	電話番号 () —		内線/PHS()		
職 能	保健師・助産師・看護師・准看護師		実務経験 年数	年	※休職期間は除く ※臨床経験5年以上が参加条件です
職 位	看護部長相当・副部長相当・師長相当・副師長相当 主任相当・副主任相当・スタッフ・その他()			得意 分野	成人/老年/精神/救急/地域/母性 小児/その他()
資格・特技	1 運転免許(普通・大型・二輪) 2 手話 3 外国語()語 4 その他()				
DMATの登録	1 DMAT 隊員である 2 DMAT 隊員ではない				
災害活動歴	活動歴: 有・無	活動場所 (災害名または活動年度)			
派遣依頼先	● 災害支援ナース派遣を管理する担当者または管理者の連絡先を記入のこと。(個人名ではなく役職名) ● メールでの派遣要請になるため、メールアドレスの記載がない場合は災害派遣要請ができません。 ご注意:個人のメールアドレスは、担当者等が変わると連絡ができないことがあります。 継続して使用できるメールアドレスを記入してください。例:kangobu@...等 担当者役職名: FAX番号() — メールアドレス @				

【施設長(病院長)の承認】

上記の者が災害支援ナースに登録することを承認します。

派遣時の身分は、出張・有休・ボランティア休暇・職務専念義務免除・その他()とします。

派遣時の身分に○をつけてください

施設長 氏名

印

[お問合せ先] 公益社団法人東京都看護協会 危機管理室

TEL 03-6300-5447

〒160-0023 東京都新宿区西新宿四丁目2番19号

e-mail saigai@tna.or.jp

※本登録書は災害支援ナースの登録・派遣及び研修の目的以外に使用することはありません。

年度 東京都看護協会 災害支援ナース登録申込書（更新研修）

※必ず、申込書を郵送する前に、入会手続きをお済ませください。太枠内をご記入ください。

受付No.

受講研修	更新研修Ⅰ・更新研修Ⅱ・更新研修Ⅲ		災害支援ナース登録番号	災 ー ー	
看護協会員	都看協No.		日看協No.		
	入会手続き中の方は、手続き状況に当てはまるものに○をつけてください。		入会申込済・口座引落し予定・コンビニ等入金予定 (入金予定日:)		
ふりがな		年齢	歳	生年月日	西暦 年 月 日
氏 名		性別	男・女	血液型	型 RH(+ ・ -)
住 所	〒 ー				
電話番号 等	電話番号 () ー				
	携帯電話 () ー				
本人連絡用メールアドレス	@ 会員専用「マイページ」: 1 登録済 2 登録予定(月 日) ※原則、会員専用「マイページ」登録のメールアドレスを連絡先としてください。				
緊急連絡先(本人以外)	() ー 氏名 続柄 ()				(6か月以内に撮影した顔写真 無帽)
就業状況	1 就業者 2 就業していない : 最終離職年:西暦 年 月				
現在の就業先	施設名		所属部署		
	住所 〒 ー				
	電話番号 () ー		内線/PHS()		
職 能	保健師・助産師・看護師・准看護師		実務経験年数	年	※休職期間は除く
職 位	看護部長相当・副部長相当・師長相当・副師長相当 主任相当・副主任相当・スタッフ・その他()			得意分野	成人/老年/精神/救急/地域/母性 小児/その他()
登録情報変更	1 なし ※前回登録時から、登録情報に変更がある場合は、下記項目に○をつけてください。 2 あり⇒① 勤務先 ② 自宅住所 ③ 連絡先(電話・メール) ④ 姓 ⑤ 緊急連絡先 ⑥ その他()				
災害活動歴	活動歴: 有・無		活動場所 (災害名または活動年度)		
	派遣元: 1 勤務先(DMAT 含) 2 看護協会(災害支援ナース) 3 個人ボランティア				
派遣依頼先	● 災害支援ナース派遣を管理する担当者または管理者の連絡先を記入のこと。(個人名ではなく役職名) ● メールでの派遣要請になるため、メールアドレスの記載がない場合は災害派遣要請ができません。 ご注意: 個人のメールアドレスは、担当者等が変わると連絡ができないことがあります。 継続して使用できるメールアドレスを記入してください。例:kangobu@...等				
	担当者役職名:		FAX番号() ー		
	メールアドレス		@		

【施設長(病院長)の承認】

上記の者が災害支援ナースに登録することを承認します。

派遣時の身分は、出張・有休・ボランティア休暇・職務専念義務免除・その他()とします。

派遣時の身分に○をつけてください

施設長 氏名

印

【お問合せ先】 公益社団法人東京都看護協会 危機管理室

TEL 03-6300-5447

〒160-0023 東京都新宿区西新宿四丁目2番19号

e-mail saigai@tna.or.jp

※本登録書は災害支援ナースの登録・派遣及び研修の目的以外に使用することはありません。

東京都看護協会 災害支援ナース登録継続承諾書

公益社団法人 東京都看護協会 会長 様

公益社団法人 東京都看護協会 災害支援ナース登録の継続を承諾します。

20____年____月____日

災害支援ナース登録者証 登録番号_____

ふ り が な
登録者氏名_____

所属施設名_____

所属施設長 職名_____

氏名_____

印

東京都看護協会 災害支援ナース登録中止依頼書

公益社団法人 東京都看護協会 会長 様

☐ 災害支援ナースの登録を中止してください。

1 会員番号

2 登録番号 災 ー ー

3 氏名

4 施設名

5 登録者証有効期限

6 登録中止の理由:

- ☐ 都外への移動
- ☐ 体力に不安
- ☐ 家族・家庭の都合
- ☐ 災害支援に興味がなくなった
- ☐ 退会
- ☐ その他()

注1 有効期限切れの登録者証をお持ちの方で、災害支援ナースの登録継続を希望されない場合は、本依頼書に必要事項をご記入の上、郵送または FAX 送信してください。

注2 登録者証有効期限に関わらず、本依頼書を受領次第、登録データを削除いたします。

注3 本依頼書は、東京都看護協会ホームページからダウンロードできます。

送付先
公益社団法人 東京都看護協会 危機管理室
〒160-0023 東京都新宿区西新宿四丁目2番19号
TEL:03-6300-0730(代表)
FAX:03-6300-0875

災害支援活動記録(日報)

※この用紙を使用の場合は、様式6 災害支援ナース 災害時看護支援活動報告用紙と一緒に終了後速やかにご提出ください。

記録者_____

日付	西暦	年	月	日()	天候	
避難場所						
避難所の人数	総数					
	内訳	大人:	子ども:	男性:	女性:	
避難後経過日		日目	状況			
主な活動内容						
気づいた点						

災害支援ナース 災害時看護支援活動報告用紙

この用紙は、災害支援ナースの看護支援活動を、活動終了後に都道府県看護協会及び日本看護協会へ報告するためのものです。

[記入上のお願い]

- 活動者 1 名につき 1 枚(両面・2 ページ)の記録を作成してください。
- 活動終了後、できるだけ速やかに所属看護協会に提出してください。
- 安全に関わる情報(活動中の負傷、活動場所の危険情報等)、活動場所に関する重要な情報(看護支援に不可欠な物品の不足、看護ニーズと支援者数の過度な不均衡、活動場所の閉鎖予定等)は、本報告書ではなく、速やかに日本看護協会 災害専用電話(03-6704-8730)までご連絡ください。

記入日	年 月 日	
記入者氏名	(東京都看護協会)	
メンバー	・ (看護協会) ・ (看護協会) ・ (看護協会) ・ (看護協会)	
活動場所	☐ 医療機関(施設名: ☐ 外来・救急外来 ☐ 一般病棟(科) その他() ☐ 避難所(場所名: ☐ 福祉避難所(場所名: ☐ その他()	
活動期間	年 月 日 : ~ 年 月 日 :	
対象者	☐ 医療機関	※施設全体ではなく担当した部門について、活動終了前日の状況を記入 ☐ 外来で活動:来院患者数 名/日、 ☐ 病棟で活動:病棟の入院患者数 名/日
	☐ 避難所・福祉避難所	※施設全体ではなく担当した部門について、活動終了前日の状況を記入 ・避難者数 日中:約 名 夜間:約 名
		・有症状者の状況(申告されたケースについて記載)※全活動期間中の状況を記入
		・救急搬送(件数と搬送理由)※全活動期間中の状況を記入
ライフライン ※活動終了前日の状況を記入	・利用可能な水の状況 ☐ 水道水 ☐ 給水車 ☐ 井戸水 ☐ ペットボトル ☐ 仮設水タンク ☐ プール ・電気の供給状況 商用電源 ☐ あり ☐ なし/自家発電 ☐ あり ☐ なし	
トイレ・衛生面 ※活動終了前日の状況を記入	使用可能なトイレ ()基 手洗い場 ☐ あり ☐ なし	風呂・シャワー ☐ あり ☐ なし ごみの回収 ☐ あり ☐ なし
他団体・職種との連携等	団体名や職種、及び活動内容(巡回、常駐など)を記入	

次ページにもご記入をお願いします

	活動内容	活動の背景・対象者の状態・ 活動場所の具体的な状況など
例	衛生環境を整えるための活動	簡易トイレが不潔であることをミーティングで話し合った。 結果、急性胃腸炎等の感染症が蔓延する危険があるとして、 明日から当番制で清掃することとなった。
活動1日目 (月 日)	午前	
	午後	
活動2日目 (月 日)	午前	
	午後	
活動3日目 (月 日)	午前	
	午後	
活動4日目 (月 日)	午前	
	午後	

記載された内容は日本看護協会による派遣調整の検討や災害支援ナースの支援活動全体の評価に使用することがあります。

東京都看護協会 災害支援要綱

2003年3月4日	初版第1刷発行
2007年3月30日	第2版第1刷発行
2010年1月14日	第3版第1刷発行
2022年3月30日	第4版第1刷発行

発行者	公益社団法人 東京都看護協会 危機管理室
発行所	公益社団法人 東京都看護協会 東京都新宿区西新宿四丁目2番19号 電話 03-6300-0730（代表）
印刷	株式会社 山菊

